資料 7

外来機能報告及び紹介受診重点

医療機関の公表の遅延について

- 1 これまでの経過
- 2 外来機能報告の遅延について
- 3 今後の予定

1. 外来医療の課題

- 患者の医療機関の選択に当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中、一部 の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じている。
- 人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、かかりつけ医機能の強化とともに、外来機能の明確化・連携を進 めていく必要。

2. 改革の方向性

- 地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、
 - 医療機関が都道府県に外来医療の実施状況を報告する。



- ② ①の外来機能報告を踏まえ、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う。
 - → ①・②において、協議促進や患者の分かりやすさの観点から、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基 幹的に担う医療機関(紹介患者への外来を基本とする医療機関)を明確化
 - 医療機関が外来機能報告の中で報告し、国の示す基準を参考にして、地域の協議の場で確認することにより決定



患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師働き方改革に寄与

かかりつけ医機能を担う医療機関





「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に

病院の外来患者の待ち時間 の短縮、勤務医の外来負担 の軽減、医師働き方改革

かかりつけ医機能の強化 (好事例の収集、横展開等)

外来機能報告、「地域の協議の場」での協議、紹 介患者への外来を基本とする医療機関の明確化

- 〈「医療資源を重点的に活用する外来」のイメージ〉
- ○医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来 (悪性腫瘍手術の前後の外来 など)
- ○高額等の医療機器・設備を必要とする外来 (外来化学療法、外来放射線治療 など)
- ○特定の領域に特化した機能を有する外来 (紹介患者に対する外来 など)

令和4年7月20日

資料2

医療法第30条の18の2及び第30条の18の3の規定に基づき、地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、医療機関の管理者が外来医療の実施状況等を都道府県知事に報告をするもの。令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号)が成立・公布され、医療法に新たに規定された(令和4年4月1日施行)。

参考:医療法(一部抜粋)

- 第30条の18の2 病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの(以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。)の管理者は、地域にお <u>ける外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、</u>厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該外来機能報告対象病 院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。
- 第30条の18の3 患者を入院させるための施設を有しない診療所(以下この条において「無床診療所」という。)の管理者は、地域における外来医療に係る病院及 び診療所の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の<u>都道府県知事に報告する</u> ことができる。

目的

- ●「紹介受診重点医療機関(医療資源を重点的に活用する外来を地域で 基幹的に担う医療機関)」の明確化
- 地域の外来機能の明確化・連携の推進

患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や 勤務医の外来負担の軽減、医師の働き方改革に寄与。

報告項目

- (1)医療資源を重点的に活用する外来の実施状況
- (2)紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- (3)地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項 紹介・逆紹介の状況、外来における人材の配置状況、外来・在宅医療・地域連携の実施 状況(生活習慣病管理料や在宅時医学総合管理料等の算定件数)等

「地域の協議の場」での議論に活用。令和4年度については、外来機能報告等の施行 初年度であるため、紹介受診重点医療機関の明確化に資する協議を中心に行う。

対象医療機関

義務: 病院·有床診療所

仟章: 無床診療所

報告頻度

年1回

(10~11月に報告を実施)

医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来 例)悪性腫瘍手術の前後の外来
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来 例)外来化学療法、外来放射線治療
- ▶ 特定の領域に特化した機能を有する外来 例)紹介患者に対する外来

紹介受診重点 医療機関の基準

意向はあるが基準を 満たさない場合

上記の外来の件数の占める割合が

- 初診の外来件数の40%以上 かつ
- ・ 再診の外来件数の25%以上

参考にする紹介率・ 逆紹介率の水準

- 紹介率50%以上 かつ
- 逆紹介率40%以上

紹介受診重点医療機関として取りまとめ

紹介受診重点医療機関について

- 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、 以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。
 - ①外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
 - ②「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。
 - ※紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

【外来機能報告】

- 〇「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況
 - 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ・高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - 特定の領域に特化した機能を有する外来
- 〇紹介・逆紹介の状況
- 〇紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- ○その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進

のための必要な事項

【地域の協議の場】

- ①医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。
 - (※)初診に占める重点外来の割合40%以上かつ 再診に占める重点外来の割合25%以上
- ②医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であって、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。
 - (※)紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。

医療機関 都道府県 外来機能報告(重点外来の項目、意向等) 地域の協議の場 □→公表

紹介受診重点医療機関



国民への周知・啓発

- 患者がまずは地域の「かかりつけ医機能を担う医療機関」を受診し、必要に応じて紹介を受けて紹介受診重点医療機関を受診する。
- 状態が落ち着いたら逆紹介を受けて 地域に戻る受診の流れを明確化。

かかりつけ医機能を担う医療機関







- ・病院の外来患者の待ち時間の短縮
- 勤務医の外来負担の軽減等の効果を見込む

外来機能報告の年間スケジュールについて

令和3年度第2回医療政策研修会 第2回地域医療構想アドバイザー会 議

○ 外来機能報告は、病床機能報告と一体的に報告を行うこととする。スケジュールは以下の通り。

【令和4年度】

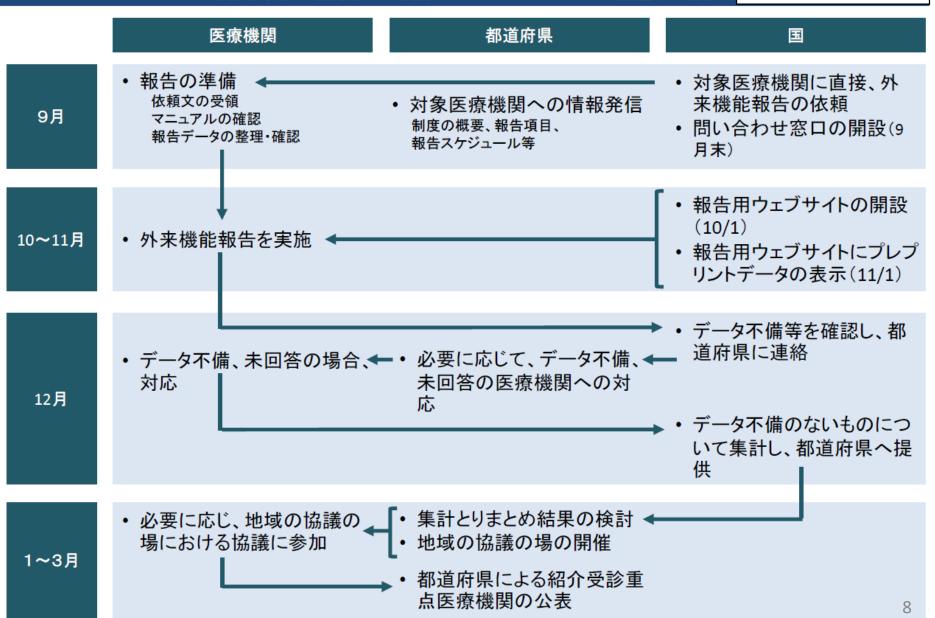
4月~	 対象医療機関の抽出(※) NDBデータ(前年度4月~3月)を対象医療機関別に集計
9月頃	 対象医療機関に外来機能報告の依頼 報告用ウェブサイトの開設 対象医療機関にNDBデータの提供
10月頃	・対象医療機関からの報告
12月頃	・データ不備のないものについて、集計とりまとめ・都道府県に集計とりまとめを提供
1~3月頃	・地域の協議の場における協議・都道府県による紹介受診重点医療機関の公表・都道府県に集計結果の提供

(※)無床診療所の中にも、高額な医療機器等による検査を集中的に実施しているものもあるため、そのような無床診療所については対象医療機関に含めることとする。具体的には、令和4年度については、円滑な事務手続のため、令和3年度中に、該当する蓋然性の高い医療機関に外来機能報告を行うか否かの意向を確認した上で、意向有りとした無床診療所について、対象医療機関に含めることとする。

- 1 これまでの経過
- 2 外来機能報告の遅延について
- 3 今後の予定

外来機能報告の当初のスケジュール(延期前)

外来機能報告制度に関する説明会資料(令和4年12月)



病床機能報告及び外来機能報告の報告開始の延期について 響にの関する

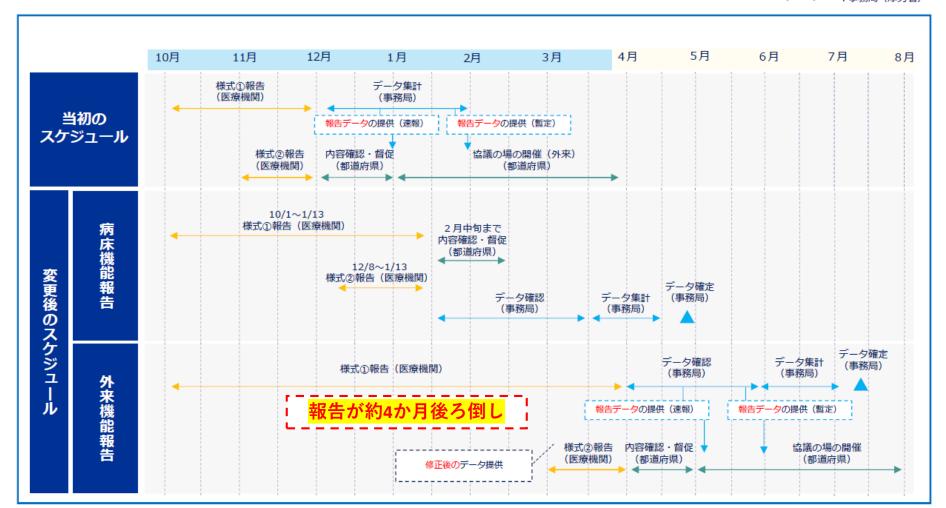
第20回第8次医療計 等に関する検討: 合和4年12月9日

会 資料

- 病床機能報告及び今年度より開始される外来機能報告は、報告期間が10月1日から11月30日と定められている。その中で、診療実績を報告する「報告様式2」については、医療機関の事務負担軽減等のため、レセプト情報・特定健診等データベース(NDB)の集計結果を提供した上で、11月1日から11月30日に報告いただく予定であった。
- 今般、集計のために参照しているNDBにおいて一部レセプト情報の補正作業を行う必要があることから、病床機能報告及び外来機能報告について、報告様式2の報告開始を延期したところ。
 - ※ なお、報告様式 2 の開始の延期については、11月14日付事務連絡等により都道府県及び医療機関に対して周知を 行った。
- 当該事象の影響を受けたのは外来機能報告のみであり、病床機能報告については影響を受けていない ことが判明したため、それぞれについて下記の通り対応いただくこととし、12月7日に通知を発出した。
 - ・病床機能報告については、<u>令和4年12月8日より報告様式2の報告を開始</u>し、<u>報告様式1・2とも</u>に、報告期限を令和5年1月13日までとする。
 - ・外来機能報告については、一部レセプト情報の補正作業後に再度集計を行う必要があるため、<u>令和</u> 5年2月下旬から3月上旬に開始することを目途に、詳細については改めて通知を発出する。なお、 報告期限についても報告開始時期と併せて改めてお知らせすることとする。

(参考)今後のスケジュールについて(1/2):全体スケジュール

: 医療機関: 都道府県: 事務局(厚労省)



今後のスケジュールについて(2/2):詳細スケジュール (イメージ)

		報告期間及び督促機関	〉 データの検証	地域の協議の場の開催	地域の協議の場の開催
5	小来機能報告の報告 3 月頃	外来機能報告の データー式の整理 告 4月頃	報告データ(速報値) を基に対象医療機関を 選定 5月頃	報告データ(速報値・暫定値)等の検証を基に、地域の協議の場を開催 6月頃	地域の協議の場の議論を 経て紹介受診重点医療機 関を選定 7月頃
医療機関	外来機能報	外来機能報告完了都道府県等からの指摘 に応じて修正	必要に応じて報告結果 を修正	₹ ● 必要に応じて報告結果 を修正	果 ■ 紹介重点受診医療機 関の場合、 通知等を 都道府県から受領
都道府県	4-6+04-4	報告された内容を確認未報告の医療機関に報告の督促	夕を検証	紙報告を含む報告データを検証地域の協議の場の開催	■ 地域の協議の場の開催催 紹介重点受診医療機関を公表
(厚生労働省)	告の報告内	報告内容のチェック (異常値等)都道府県にチェック結 果を還元	紙報告以外の報告データを集計報告データ(速報値)を都道府県に還元	集計 ■ 報告データ (暫定値)	データ等一式)を納

- 1 これまでの経過
- 2 外来機能報告の遅延について
- 3 今後の予定

今後の予定

	内 容
R 5 年 3 月	・医療機関から外来機能の報告
4 月	・国と都道府県は報告内容の確認・医療機関へ修正指摘
5 月	・国から都道府県へ報告データ(速報値 ※1)の提供 ・報告データ(速報値 ※1)の検証
6 月	・国から都道府県へ報告データ(速報値※2)の提供 ・報告データ(暫定値※2)の検証 地域医療構想
7 月	・ <u>都道府県による紹介受診重点医療機関</u> の公表(7月末までを目途) 調整会議の開催